

PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 に基づく PCB 廃棄物処理基本計画の変更について



平成 28 年 5 月 2 日に公布されたポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)の一部改正に伴い、これまでの環境大臣が定める計画から閣議決定計画に位置づけが改められ、PCB 廃棄物処理基本計画を変更しました。

主な内容

- (1) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針
- (2) PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- (3) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項
- (4) PCB 廃棄物の処理施設の整備その他 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (5) 政府が保管事業者としてその PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項
- (6) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

高濃度 PCB	
トランス・コンデンサ	処理期限
北海道(室蘭)事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
東京事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
豊田事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
大阪事業エリア	平成 34 年 3 月 31 日
北九州事業エリア	平成 31 年 3 月 31 日
安定器及び汚染物	処理期限
北海道(室蘭)・東京事業エリア	平成 36 年 3 月 31 日
北九州・大阪・豊田事業エリア	平成 34 年 3 月 31 日
低濃度 PCB	処理期限
	平成 39 年 3 月 31 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 7 月 26 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

